

# 名護市教育委員会議事録

会議名	第 298 回名護市教育委員会定例会		
開催日時	令和 2 年 6 月 24 日 (水) 開会 17:00 閉会 18:25		
開催場所	名護市役所 第 2・3 会議室		
出席者	教育長 委員 委員 委員 委員	岸本 敏 孝 大城千代子 照 屋 厚 名嘉チエミ 大 城 享	教育次長 (教)総務課長 (教)総務課主幹 兼学校給食センター所長 教育施設課長 学校教育課長 保育・幼稚園課 幼稚園担当主幹 (教)総務課総務係長 教育施設課管理係長 学校教育課学校指導係長  ほか担当職員
欠席者			

## 1 議案

- 議案第 30 号 名護市立教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 31 号 名護市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 32 号 名護市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 33 号 令和 2 年度名護市一般会計補正予算（教育費予算（補正第 4 号））の要求について
- 議案第 34 号 名護市教育支援委員の委嘱について
- 議案第 35 号 名護市学校給食センター運営委員の委嘱について

## 2 内容

- ・議案第 30 号 名護市立教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
(学校教育課学校指導係長より説明)  
委員：現行がどうだったのか確認したかったが、適応指導教室及び教育相談室についてはこれまで謳われていなかったということか。  
学校教育課学校指導係長：はい。  
教育長：そのため第 6 条を加えたということ。  
(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第31号 名護市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について(学校教育課学校指導係長より説明)

委員：国頭地区市町村との関わりの中で、小学校や中学校等関連するところの状況はどうなっているのか。

学校教育課長：各市町村で判断が異なるが、7月31日まで1学期というのは大部分の市町村が同じ。各市町村でばらつきがある。

委員：夏季休業の期間を12日間するか、10日間とするか、あるいは4、5日なのかという若干の違いがあるのか。

学校教育課：はい、若干の違いがある。

委員：期間について、8月1日からというのは大体統一しているのか。

学校教育課：短縮という意味では大体同じ。伊平屋村以外は夏季休業を短縮している。

委員：7月31日で1学期が終わり、8月1日から休みだが、期間については市町村、国頭地区で異なるのか。

学校教育課長：正確に言うと7月31日ではないところもある。

学校教育課学校指導係長：夏休みをせめて国頭地区だけでも統一した方が良いのではないかとこのことを事務所とやりとりしながら、情報を伝える等していたが、それぞれの教育委員会で考え方が違い、皆同じとはならなかった。

委員：43日間休んでいて、今回の夏季休業だけで授業時数は足りるのか。学力低下に繋がるのではないか。冬休みや春休み等、他のところでの短縮も考えているのか。

学校教育課長：基本的に16日間。短縮授業をやっても16日足りないということになっている。その中で学校には学校行事の精選を行って貰い、学校行事の短縮と、文科省が教える内容を精選するという方針が出ているので、そういった内容を組み合わせていくと、これ以上休業が続かなければ可能だと想定している。また、冬季休業と春季休業については、今のところ休業中に授業することは想定していないが、第2波、第3波が来て、休みになった場合は検討する必要も出てくる。学習内容についても、12時間教える内容を授業としては10時間やって、残りは家庭学習で対応する等そういった組み合わせも考える必要がある。

委員：学習面と学校行事の兼ね合いが難しいと思うが、基本的に名護市は運動会をやる方向なのか。

学校教育課長：判断が難しい状況だったが、臨時校長会で各学校の状況を聞き、校長先生方からは学校行事で子ども達が成長するという経験もあるため、できるだけ行事はやっていく。ただし、午前中だけに短縮する等、工夫をしながら計画していく。

委員：ほとんどは縮小になるのか。

学校教育課長：運動会は多くの人が集まってくるため、特に昼食時間のことを気にしており、感染予防のことを考えると短縮ということになる。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第32号 名護市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について

(保育・幼稚園課幼稚園担当主幹より説明)

委員：小学校はクーラーが設置されたが、幼稚園もクーラーは設置されているのか。

保育・幼稚園課幼稚園担当主幹：はい。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第33号 令和2年度名護市一般会計補正予算（教育費予算（補正第4号））の要求について

(教育施設課長より説明)

委員：補助はなくて単独なのか。

教育次長：議会からコロナ対策のために何かやりたいという話があり、議会の予算である旅費を取り下げて、子ども達のために使ってほしいとのことだったため、提出した。

委員：体育館はとても暑いので、コロナ対策にも熱中症対策にもなるため、良い考えだと思う。今回購入する送風機は結構な風量なので安全面の確保も必要だと思うが、舞台上上げてそこに子ども達を登らせないようにして活動させる等したら、とても有効だと思う。

委員：主に体育館で使用するのか。

教育施設課長：体育館に設置していくことになる。主な利用シーンとしては、体育館の利用や部活動、PTA活動、そして災害時の避難所等を想定している。

教育長：構造としてはどうなっているのか。

教育施設課管理係長：細かい網目状のような感じで、指が入らないような構造になっている。危険性はないと考えている。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第34号 名護市教育支援委員の委嘱について

(学校教育課学校指導係長より説明)

委員：名護市教育支援委員という名目だが、学習支援員等の支援員はサポートする人というイメージがあるが、この人達は精査するメンバーになるのか。名称が分かりづらい。

学校教育課長：名称は、特別支援教育の状況と共に変わってきた。昔は適正就学指導委員という言い方もあったが、適切ではないということで、教育支援という言葉を使うことになり、育支援委員という形になった。

委員：言葉が、受け取る側からすると支援をする側という風を感じる。

学校教育課長：教育支援員と教育支援委員は名称が似ているが、中身は全然違う。法的にこういう名称になっている。

学校教育課学校指導係長：名称だけではっきり分かるよりも、保護者の方にとってみると昔の適正就学指導は、適正に就学するのを指導する委員会の委員としてやるということ、そうではなくて教育の支援という意味で、受け取り側の保護者側の気持ちで少し分かっていく部分もある。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第35号 名護市学校給食センター運営委員の委嘱について

((教)総務課主幹兼学校給食センター所長より説明)

委員：任期の問題で、任期は2年とあるがその間に結構変わる。委員選任の輪番表が校長とPTA会長となっているが、PTA会長を辞めた時点で委員も辞めることになり、また選任しなといけない。輪番制は公平ではあるが、他に何か良い方法はないのか。この表を見ると、東江小はまだ残っているのか。

(教)総務課主幹兼学校給食センター所長：はい。安和小と東江小は変更ない。

委員：緑風、久辺小、名護小、大宮中が変わるということか。

(教)総務課主幹兼学校給食センター所長：はい。

委員：給食センター運営委員の業務としてやるのであれば、できるだけ揃えて貰った方がよい。1年だけだと、中身が分からないまま終わってしまう。

委員：運営委員会の協議内容は予算の承認になるのか。

(教)総務課主幹兼学校給食センター所長：主に新年度の食材費に係る予算の承認と決算の2点になる。

委員：今年度の初めの委員会は終わったのか。

(教)総務課主幹兼学校給食センター所長：8月に予定している。

委員：年に何回ぐらい集まりがあるのか。

(教)総務課主幹兼学校給食センター所長：例年だと基本2回。6月から7月に1回と、3月にあるが、今回は7月7日に監査を予定しているため、決算報告は8月頃になる予定。

(採決の結果、原案のとおり承認)

名護市教育委員会会議規則第26条の規定により署名する。

(会議録署名人)

教育長 岸本敏寿

作成職員 津波みず希